

年 月 日

佐世保市長 様

(申請者) ※住宅の所有者又は取得予定者等

〒 ー  
住所

フリガナ

氏名

電話番号 ー ー

下記の者を代理人と定め、以下の手続きを委任します

(代理申請者) ※申請を代理する場合に記載

勤務先名

〒 ー  
住所

フリガナ

氏名

電話番号 ー ー

佐世保市子育て応援住宅支援事業補助金交付申請書

佐世保市子育て応援住宅支援事業補助金の交付を受けたいので、佐世保市子育て応援住宅支援事業補助金実施要綱第8条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

本事業の補助を受けるに当たり、申請する事業に対して国、県又は市の制度による住宅取得及び本補助金類似の他の補助金を受けていない又は受ける予定がないこと、補助事業完了後10年間当該住宅に居住すること、補助金の返還義務が発生した場合は、所定の手続きにより完済すること、及び第2面記載の誓約事項について誓約します。

氏名（自署押印）

印

1. 添付書類（本申請書に下記の書類を添付して下さい。）

- 世帯全員の住民票の写し（コピー不可）
- 出産予定である場合は、母子健康手帳の写し
- 世帯全員の市税を滞納していないことが確認できる書類  
（直近の課税が佐世保市以外の場合は、当該課税を行った市区町村発行の当該書類）
- 建物の登記事項証明書
- 補助金算定書（第2号様式）
- 現況写真（補助対象住宅の全景写真）
- 中古住宅の取得に係る経費が分かるもの
- その他市長が必要と認める書類

2. 申請額（第2号様式から転記して下さい。）

補助対象経費 (住宅取得費用)	円	補助申請額	円
--------------------	---	-------	---

3. 申請者の世帯について

(フリガナ) 氏名	続柄 年齢	生年月日	(フリガナ) 氏名	続柄 年齢	生年月日
( )	世帯主 歳	年 月 日	( )	歳	年 月 日
( )	歳	年 月 日	( )	歳	年 月 日
( )	歳	年 月 日	( )	歳	年 月 日
( )	歳	年 月 日	( )	歳	年 月 日

現住所(〒 - )

4. 補助対象住宅の概要 ※工事又は取得予定の中古住宅について記入して下さい。

所在地	佐世保市
種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(用途: ) <input type="checkbox"/> 共同住宅等
建設時期	年 月
階数	<input type="checkbox"/> 平家建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て <input type="checkbox"/> ( )階建て
延べ面積	m <sup>2</sup>
居住誘導区域	<input type="checkbox"/> 居住誘導区域A <input type="checkbox"/> 居住誘導区域B <input type="checkbox"/> 区域外
災害リスクの高い エリア	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域(対策未完了箇所) ※エリア内にある住宅は原則補助対象外となります。

5. 誓約事項

①	私は、「佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)」(以下「暴力団排除条例」という。)に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
②	私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。 (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者 (2) 暴力団員が役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者 (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者 (4) 法令上の義務とする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者 (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者 (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者
③	私は、補助事業を実施する前の住宅を市内に所有し、当該住宅が空家となる場合は、当該住宅を中古住宅市場で流通又は管理不全とならないように維持管理に努めます。

